

安保法制違憲訴訟 広島国会

広島地方裁判所の判決について 原告 杉林晴行の意見 (訂正 2021.12.29)

令和3年12月8日判決言渡

平成28年(行ウ)第23号 安全保障法制に基づく自衛隊派遣差止め等請求事件(第1事件)、

平成29年(行ウ)第9号 安全保障法制に基づく自衛隊派遣差止め等請求事件(第2事件)

口頭弁論終結日 令和3年9月13日

裁判官 森實将人裁判長、竹尾信道裁判官、中山さほ子裁判官(以下「3人の裁判官」という。)

判決 原告らの差し止め請求を却下し、国家賠償請求を棄却

※却下：訴えが訴訟要件を欠き不適法であるため、請求の内容を審理せずに門前払いで排斥する裁判。

棄却：訴えにおける請求の内容を実質的に審理した結果、それを理由なしとして排斥する裁判。

原告らは、

- ①改正自衛隊法に基づく集団的自衛権行使としての自衛隊の防衛出動
- ②重要影響事態法に基づく自衛隊の後方支援活動(いわゆる兵站活動)
- ③国際平和共同対処事態法に基づく自衛隊の協力支援活動
- ④改正PKO法に基づく自衛隊の駆け付け警護、治安維持業務がそれぞれ憲法9条に違反しているとして、
その差止めを求めるとともに
- ⑤安保法制が原告の平和的生存権、人格権、憲法改正決定権を侵害するとして国家賠償請求をおこなって
いました。

3人の裁判官の憲法尊重擁護義務者としての重大な憲法違反

・裁判官の憲法尊重擁護の義務

憲法99条(憲法尊重擁護の義務)

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

・下級裁判所の裁判官 報酬

憲法 80 条 2 項（下級裁判所の裁判官 報酬）

「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することはできない。」

※憲法尊重擁護義務者の報酬について、減額することはできないと憲法に書かれているのは、裁判官だけです。それだけ、裁判官の憲法尊重擁護義務は、重いと言うことです。それを承知で裁判官になっています。

・主権者である国民の義務

憲法 26 条 2 項（教育の義務）

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

憲法 27 条（勤労の権利及び義務）

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

憲法 30 条（納税の義務）

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

：主権者である国民は、3つの義務を履行しています。3人の裁判官は、憲法尊重擁護義務を承知して裁判官になっています。国民は、3人の裁判官が憲法尊重擁護義務を履行することを条件に報酬を支払っています。

判決骨子（3人の裁判官作成）

1 本件各差止めの訴えの適法性について

自衛隊法に基づく防衛出動、事態措置法に基づく後方支援活動、支援法に基づく協力支援活動及び協力法に基づく駆け付け警護等は、いずれもその行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとは言えず、行政処分には当たらないから、これらの差止めを求める請求は不適法である。

「1 本件各差止めの訴えの適法性について」の杉林晴行の意見

(1) 憲法前文「・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。・・・」に違反しています。

自衛隊法に基づく防衛出動、事態措置法に基づく後方支援活動、支援法に基づく協力支援活動及び協力法に基づく駆け付け警護等は、いずれもその行為は、わが国が攻撃を受けていないのに他国に対する先制攻撃であり、わが国が先制攻撃をした他国及びその他国と密接な関係がある諸国から報復攻撃を受けることは、必然です。この必ず報復攻撃を受けることは、先の太平洋戦争で日本国民は経験しています。

1941年12月8日、英領マレー、米領真珠湾を先制攻撃をしたことにより、報復攻撃を受け、1945年8月6日、広島、8月9日、長崎へ原爆を投下されて大虐殺をされ、8月15日、無条件降伏を発表。その経験を基に、1946年11月3日、現在の憲法は公布され、1947年5月3日施行されました。

主権者である国民にとって一番大事な報復攻撃を受けることについて、国も、この三人の裁判官も無視しています。

2021年1月現在、世界の原爆保有数は、13,080発です。(北朝鮮を除く)

日本国民1億2600万人が報復攻撃により想像を絶する大虐殺をされ、運良く生き残った者も、生涯、放射能で苦しむこととなります。国も三人の裁判官も、先制攻撃をしておいて、報復攻撃をいつでもわが国が止めることができるとしています。戦争は、報復攻撃が終わるまで止めることはできません。

防衛省へ「わが国が攻撃を受けていないのに、他国を先制攻撃することにより、先制攻撃をした他国及びその他国と密接な関係にある諸国から報復攻撃を受けることについて協議した資料」を情報公開請求し

ましたが回答は、協議した資料は、ないとのこと。 (別紙添付 防衛省へ情報公開請求した「報復攻撃を受けることについて協議された記録」参照)

自民党・公明党政権は、安保法制について、幸福追求の権利が転覆された時を表に出して先制攻撃をできるようにしました。国民にとって一番大事な報復攻撃を受けることを隠して、国民に一切説明をしていません。自民党・公明党政権は、報復攻撃を受けることを説明して、国民に報復攻撃を受ける覚悟を確認するためにも、憲法改正手続きをとらねばなりません。それをしなかったことは、明らかに憲法違反です。

判決骨子

2 国賠法上の違法性について

憲法は、平和的に生存することを重要な理念としているものの、憲法上、平和的生存権が裁判規範となりうる具体性権利として保障されているとは認められない。

新安保体制により、原告らの生命身体が侵害されるおそれが具体的に生じているとはいえ、原告らが感じた精神的苦痛は、社会通念上受任すべき限度を超えて人格的利益を侵害する程度にまで至っているとはいえない。

内閣の憲法解釈の変更や新安保法制という法律の制定・改正が、実質的な憲法の改正に当たるということはできず、国民投票における投票権や憲法改正の課程に参加する権利が侵害されたとはいえない。

「2 国賠法上の違法性について」の杉林晴行の意見

- (1) 平和的生存権は、永久に侵すことのできない基本的人権の土台です。健康に例えるなら、肉体的健康が平和的生存権であり、精神的健康が基本的人権です。平和的生存権と基本的人権は、一体であり、切り離して議論することはできません。平和的生存権が認められないのであれば、この憲法の土台を拒否することになり、重大な憲法違反です。

憲法97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 憲法前文

「・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し・・・」

：先制攻撃をすれば、必ず、報復攻撃を受けます。日本国民126百万人が大虐殺され、運良く生き残った者も、放射能で生涯苦しむことになります。

(3) 憲法前文

「・・・日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

：平和的生存権を認めないのであれば、われらの安全と生存を保持できません。

(4) 憲法前文

「・・・そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」

：自民党・公明党政権は、幸福追求権が転覆させられたとき、先制攻撃ができることを表にして、一番大事な報復攻撃により、126百万人が大虐殺されることを隠して、一切、国民に報復攻撃を受けることについて、説明をしませんでした。このことは、国民に福利を享受させたのではなく、報復攻撃による126百万人が大虐殺される猛毒を飲ませたこととなります。従って、安保法制は、排除されねばなりません。

(5) 憲法前文

「・・・われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。」

：「平和を維持し」は、平和的生存権が存在することが前提になっています。

(6) 憲法前文

「・・・われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

：平和のうちに生存する権利を有するとハッキリと平和的生存権が明記されています。

(7) 憲法前文

「・・・われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

：わが国が攻撃を受けていないのに、幸福追求権が転覆させられたとして、他国を先制攻撃することはできません。

(8) 憲法前文

「・・・日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

：この3人の裁判官は、日本国民であると同時に、憲法尊重擁護義務者です。この崇高な理想と目的を達成しなくてもよい根拠はどこにもありません。

(9) 憲法9条1項（戦争の放棄）

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

：わが国が攻撃を受けていないのに、他国を先制攻撃することは、如何なる理由があろうとも、国際紛争を解決する手段としてできません。「国際平和を誠実に希求し」とあります。3人の裁判官は、日

本国民であり、憲法尊重擁護義務者です。「国際平和を誠実に希求し」を放棄する権利はありません。

(10) 憲法9条2項（交戦権の否認）

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

：わが国が攻撃を受けていないのに、幸福追求の権利が転覆されたとして他国を先制攻撃することは、国の交戦権を認めたことになり、重大な憲法違反です。

(11) 新安保体制により、原告らの生命身体が侵害されるおそれが具体的に生じているとはいえ、原告らが感じた精神的苦痛は、社会通念上受任すべき限度を超えて人格的利益を侵害する程度にまで至っているとはいえない。

：大虐殺をされてからでは遅いということです。この三人の裁判官は、大虐殺された日本国民

126百万人を生者にする保障を明示せず、運良く生き残った放射能による病人を健常者にする保障を明示することなく、このような判決を書く権利はありません。

(12) 内閣の憲法解釈の変更や新安保法制という法律の制定・改正が、実質的な憲法の改正に当たるといふことはできず、国民投票における投票権や憲法改正の課程に参加する権利が侵害されたとはいえない。

：憲法は、如何なる理由があろうとも先制攻撃はできません。わが国が攻撃を受けていないのに、幸福追求権を転覆されたとして他国を先制攻撃すれば、その攻撃された他国及びその他国と密接な関係にある諸国から報復攻撃を受け、日本国民126百万人は、大虐殺されることとなります。運良く生き残った者も、放射能により生涯、苦しむこととなります。

安保法制は、幸福追求の権利が転覆された時を表にして、先制攻撃をできるようにしました。

報復攻撃で日本国民126百万人が大虐殺されることを隠して、報復攻撃を受けることについて一切、国民に説明していません。

自公政権は、この大虐殺されることを国民によく説明して、その大虐殺される覚悟を国民に問う

ために憲法96条1項（改正の手続き）に基づき、国会が国民に対して「安保法制」を発議し、国民投票により過半数の賛成を得なければなりません。報復攻撃を受けることを説明し、国民投票にかけなかったことは、重大な憲法違反です。

判決骨子

3 憲法適合性の判断について

裁判所は、当事者間に存する具体的な法律上の争訟について審判をするために必要な範囲において違憲立法審査権を行使することができるにすぎない。上記1, 2のとおりであるから、本件では、具体的な事件の解決のために違憲立法審査権を行使することが必要であるとはいえない。

「3 憲法適合性の判断について」の杉林晴行の意見

- ・憲法は、最高法規であり、憲法を守るための違憲訴訟に条件をつけることはできません。

違憲訴訟に条件をつけることは、その条件が最高法規になり憲法違反です。

憲法98条1項（最高法規）

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

- ・憲法違反に気づいた者は、誰でも違憲訴訟を提起できます。

憲法32条（裁判を受ける権利）

「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」

- ・判例は、憲法ではない。

憲法76条3項（裁判官の独立）

「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

- ・明らかに憲法に違反する安保法制の違憲訴訟を抽象的だと称して、憲法判断を避けることはできません

ん。

裁判所法3条1項（裁判所の権限）

「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」

この3人の裁判官は、「裁判所法3条1項」を適用するのではなく、「裁判所法3条1項の最高裁判所の憲法違反の解釈」を適用しています。この判例は、主権者は、国民であるのに主権者を裁判官にして、裁判官の憲法尊重擁護の義務を放棄させ、明らかに憲法違反の法律等を、国民が死者・障害者・病人なるままで放置する巨悪の根源です。

（添付参照：最高裁判所を被告とする「裁判所法3条1項の最高裁判所の解釈は、憲法違反」）

令和3年11月22日最高裁判所受付「再審訴状」 再審原告 杉林晴行）

この3人の裁判官がこの判例を適用したことは、国民126百万人が報復攻撃により大虐殺されることを認めたこととなります。又、この判例を適用するのであれば、次の3点を明示する義務があります。原告が、明らかに憲法に違反する「安保法制」で死者・障害者・病人にならないための違憲訴訟に対して、この判例は、原告が死者・障害者・病人になってから違憲訴訟を提起することを要求しています。

- 1 罪なき主権者である国民に明らかに憲法に違反する法律等を放置して、死者・障害者・病人にする体罰を課すことができる根拠を明示する義務があります。
- 2 罪なき国民が死者・障害者・病人になってから違憲訴訟を提起する方法を明示する義務があります。
報復攻撃により、裁判所の建物も被災し、裁判官・職員にも死者・障害者・病人がでていることも想定すること。
- 3 罪なき国民が死者・障害者・病人になってから違憲訴訟を提起した場合、憲法違反の法律等で死者・障害者・病人になった訳ですから、判決は、当然、憲法違反となります。

この違憲判決後、最高裁判所は、死者を生者に、障害者を健全者に、病人を健康にする保障を明示す

る義務があります。

以上の3点について、最高裁判所を被告とする「裁判所法3条1項の最高裁判所の解釈は、憲法違反」の上告状の判決で最高裁判所は、根拠を明示することなく「棄却」しました。

従って、根拠を明示できなかったことは、最高裁判所が「裁判所法3条1項の解釈は、憲法違反である」ことを認めたことになるとして、「再審訴状」を提出した次第です。

結論

憲法の要求は、「如何なる理由があろうとも、先制攻撃をしてはならぬ。専守防衛に徹すること。世界の国々が専守防衛に徹すれば、この地球上から戦争はなくなる。他国に対しては、人道支援に徹すること。武器を持って行ってはならぬ。」です。

この3人の裁判官は、憲法尊重擁護の義務を承知して裁判官になっています。主権者である国民は、3つの義務を履行しています。国民は、3人の裁判官が憲法尊重擁護の義務を履行することを条件に報酬を支払っています。

明らかに憲法に違反する「安保法制」を憲法違反として、無効とすることなく、罪なき主権者である国民

126百万人が大虐殺されるまで「裁判所法3条1項の憲法違反の最高裁判所の解釈」を適用して、放置することは、裁判官の仮面をかぶった国の下請けと言わざるを得ません。又、3人の裁判官は、税金泥棒でもあり、主権者である国民に対する詐欺に当たるとも言えます。憲法尊重擁護の義務を履行できないのであれば、自ら、裁判官の職を速やかに辞すべきです。

原告は、われらとわれらの子孫のために命をかけて安保法制の違憲訴訟を提起しています。

※添付資料

- ・防衛省へ情報公開請求した「報復攻撃を受けることについて協議された記録」
- ・最高裁判所を被告とする「裁判所法3条1項の最高裁判所の解釈は、憲法違反」の「再審訴状」